

愛知県立佐織特別支援学校 児童・生徒用タブレット端末利用規約

児童・生徒用タブレット端末（以下、「タブレット」という。）は、佐織特別支援学校（以下、「本校」という。）での授業や部活動などの教育活動においてのみ利用することができます。また、校内ネットワークも同様です。以下に示す利用規約を守り、適正な利用を心がけてください。

【1】 タブレットの利用について

- 1 「愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書」により貸与を決定された、児童・生徒本人のみが利用できる。
- 2 この規約により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は次の機種とする。
Apple社 iPad（第8世代 Wi-Fiモデル）、充電器とケーブル、キーボード付きカバー
- 3 校内では登校時から下校時まで利用することができる。ただし、授業中は担当の先生の指示に従って利用すること。また、使用しない場合は先生に返却すること。
- 4 タブレットの使用は、次のような学習目的に限る。
 - (1) 学習動画や音楽の視聴、学習の記録、問題演習、課題作成や提出など
 - (2) インストールされている教材やソフトウェア、オンライン教材の利用
 - (3) 担当の先生が許可するインターネットでの検索・情報収集など
 - (4) 委員会、部活動での、担当の先生が許可した作業
 - (5) 撮影や録音は、原則として担当の先生の許可があったときに限る。
- 5 タブレットの貸し借りを禁止する。
- 6 公序良俗に反する行為、人の嫌がる行為やプライバシーの侵害に、タブレットを使用することを禁止する。また、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び本校の諸規則を遵守すること。
- 7 タブレットの校内での充電は原則禁止する。ただし、校内での利用が長時間に渡り充電の必要が出た場合は、担当の先生に申し出て許可を得て行う。
- 8 原則校外での使用を禁止する。先生の許可を受けて、公共の場所や公共交通機関での利用する場合は、マナーを守り、周囲の迷惑にならないように利用すること。
- 9 タブレットのハードウェア及びソフトウェア（インストール含む）の設定変更を禁止する。ただし、カーソル速度などの、操作をする上での作業効率向上のために必要となる軽微な変更は認める。
- 10 タブレットに装飾や、元の状態に戻せないような加工は行わないこと。使用上必要な場合は、先生に許可を得てから行うこと。
- 11 作成したファイル等を印刷する場合には、原則学校で行うこと。ただし、家庭で印刷が必要で、プリンタドライバをインストールすることなく、プリンタと接続（有線・無線問わず）して印刷できる場合に限り、タブレットから直接印刷してもよい。
- 12 タブレット及び付属品に不具合や破損が起こった場合は、速やかに先生へ申し出ること。修理が必要と考えられる場合であっても、各自で一般業者に修理に出さないこと。

【2】ネットワーク利用について

- 1 校内ネットワークへの接続は、学校のタブレット端末に限る。
- 2 校内ネットワークは、担当の先生の指示に従って利用すること。
- 3 校内ネットワークの利用は、次のような学習目的に限る。
 - (1) 学習記録の記入、問題演習、課題作成や提出など
 - (2) インストールされている教材やソフトウェア、オンライン教材の利用
 - (3) 担当の先生が許可するインターネットでの検索・情報収集など
- 4 自宅のネットワークに接続することは、担当の先生から課題等に取り組むために許可があった場合に限って認める。ただし、保護者と利用方法、使用時間及びセキュリティ対策等について相談し利用すること。
- 5 公共の場所、コンビニエンスストア、デパートや飲食店等の無料ネットワーク（公衆無線LAN、無料Wi-Fiスポット等）への接続を禁止する。

【3】児童・生徒用アカウント、クラウドサービスの利用について

- 1 児童・生徒用アカウントは本校から配付されたもののみ利用することができる。
- 2 児童・生徒用アカウントと設定したパスワード、および、他のクラウドサービスのアカウントやパスワードを、第三者に教えることを禁止する。
- 3 他人のアカウントやパスワードを不正に利用したり侵害したりすることを禁止する。
- 4 ブラウザ版Office (<https://www.office.com>) の利用についても学習目的に限る。
- 5 児童・生徒用アカウントで、SNSへの登録・利用、商品の購入等の登録や契約を本校の許可なく行うことを禁止する。
- 6 公序良俗に反する行為、人の嫌がる行為やプライバシーの侵害に、児童・生徒用アカウントを使用することを禁止する。
- 7 次に掲げる場合には、直ちに担当の先生に報告すること。
 - (1) パスワードが他者に洩れた可能性があるとき
 - (2) データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、または、それらの恐れのある事実を発見したとき
- 8 児童・生徒用アカウントの利用は、本校在籍期間中のみとする。

【4】その他

- 1 この利用上の注意は、利用状況によって変更することがある。
- 2 この規約は、令和4年4月1日から施行する。